

## 平成20年4月1日に遡って適用される改正項目一覧

### 都道府県税関係

#### (1)適用期限が到来し、延長する非課税等特別措置

##### ① 単純延長

	税目	項目	改正条文
1	法人事業税	無償減資等に係る資本割の特例	新附則第9条第4項、第13項
2	不動産取得税	独立行政法人緑資源機構が、旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する一定の不動産の取得に係る特例	旧附則第10条第5項、新附則第10条第11項
3	不動産取得税	新築住宅特例適用住宅用地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例	新附則第10条の2第2項
4	不動産取得税	農業委員会のあっせん等により、農用地区域内にある土地の取得に係る特例	新附則第11条第3項
5	不動産取得税	高規格堤防事業に伴い、代替家屋を取得した場合における特例	新附則第11条第5項
6	不動産取得税	農地保有合理化法人が特定農地等を取得した場合における特例	新附則第11条第6項
7	不動産取得税	バリアフリー法に基づき鉄軌道事業者等が停車場建物等を取得した場合における特例	新附則第11条第11項
8	不動産取得税	マンション建替事業に伴いマンション外に出た者が取得する事業用地等に係る特例	新附則第11条第14項
9	不動産取得税	PFI法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付を受けて取得する公共荷さばき施設等に係る特例	新附則第11条第16項
10	不動産取得税	土砂災害特別警戒区域内の住宅又は住宅用地の所有者かつ居住者が政府の補助を受けて区域外の住宅又は住宅用地を取得した場合における特例	新附則第11条第19項
11	不動産取得税	PFI法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する家屋に係る特例	新附則第11条第20項
12	不動産取得税	農地保有合理化法人が、担い手農業者確保事業により農地等を取得し、一定の要件を満たした場合における納税義務の免除の特例	新附則第11条の7

## 平成20年4月1日に遡って適用される改正項目一覧

### ② 縮減の上延長

	税目	項目	改正条文
1	不動産取得税	新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例	新附則第10条の2第1項
2	不動産取得税	国の補助金又は交付金の交付を受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設の取得に係る特例	新附則第11条第1項
3	不動産取得税	独立行政法人都市再生機構が取得する業務の用に供する土地に係る特例	新附則第11条第21項
4	自動車税	環境負荷の小さい自動車に係る税率の軽減及び環境負荷の大きい自動車に係る税率の重課(いわゆるグリーン化)	新附則第12条の3

(注)上記4については、軽減の要件となる新車新規登録時期に関し遡及する。

### (2)新設する非課税等特別措置

	税目	項目	改正条文
1	法人事業税	ガス供給業の課税標準の算定にあたって自由化対象需要向けの託送料金を控除する特例	新附則第9条第14項
2	不動産取得税	鉄道事業者が鉄道再生事業を実施する路線において取得する不動産に係る特例	新附則第10条第10項
3	不動産取得税	周産期医療のための施設の取得に係る特例	新附則第11条第29項
4	不動産取得税	都市再生緊急整備地域等で取得する新築家屋に係る特例	新附則第11条第30項
5	不動産取得税	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴いJR貨物が取得する家屋に係る特例	新附則第11条第31項
6	狩猟税	対象鳥獣捕獲員に対する特例	新附則第32条の3

### (3) 適用期限が到来していないが、改正する非課税等特別措置

#### 【拡充】

	税目	項目	改正条文
1	不動産取得税	漁業協同組合等が設立する株式会社等が取得する不動産に係る特例	新附則第10条第3項

## 平成20年4月1日に遡って適用される改正項目一覧

### (参考)適用期限が到来し、廃止する非課税等特別措置

	税目	項目	根拠条文
1	法人住民税	人材投資促進税制(中小企業者等の教育訓練費の額が増加した場合の税額控除)	附則第8条第5項、第6項
2	不動産取得税	土地改良法の規定による埋立地・干拓地の取得に係る非課税	附則第10条第6項
3	不動産取得税	独立行政法人空港周辺整備機構が業務の用に供する土地の取得に係る特例	附則第11条第6項
4	不動産取得税	軽自動車検査協会が軽自動車検査業務の用に供する不動産の取得に係る特例	附則第11条第16項
5	不動産取得税	住宅以外の家屋の取得に係る税率の経過措置	H18改正法附則第8条第11項

## 平成20年4月1日に遡って適用される改正項目一覧

### 市町村税関係

#### (1)適用期限が到来し、延長する非課税等特別措置

##### ① 単純延長

	税目	項目	改正条文
1	固定資産税	外国貿易船による物品運送用コンテナに係る特例	新附則第15条第1項
2	固定資産税	一定の産業廃棄物の焼却施設に係る特例	新附則第15条第7項
3	固定資産税	一定の国内航空機に係る特例	新附則第15条第8項
4	固定資産税	鉄道事業者等が駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る特例	新附則第15条第11項
5	固定資産税	外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例	新附則第15条第13項
6	固定資産税	日本貨物鉄道株式会社が新たに製造された車両を取得し当該事業の用に供する車両に係る特例	新附則第15条第17項
7	固定資産税	高度通信施設整備事業により新設した電気通信設備に係る特例	新附則第15条第19項
8	固定資産税	有線テレビジョン放送事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設した施設に係る特例	新附則第15条第21項
9	固定資産税	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例	新附則第15条第22項
10	固定資産税	畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理を行う一定の施設に係る特例	新附則第15条第33項
11	固定資産税	鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する駅のバリアフリー化のための改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る特例	新附則第15条第34項
12	固定資産税	鉄軌道事業者が取得する低床型の新造車両に係る特例	新附則第15条第35項
13	固定資産税	日本貨物鉄道株式会社が第三セクターから借り受ける線路設備等に係る特例	新附則第15条第36項
14	固定資産税	PFI法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付を受けて整備する公共荷さばき施設等に係る特例	新附則第15条第37項

## 平成20年4月1日に遡って適用される改正項目一覧

15	固定資産税	PFI法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る特例	新附則第15条第44項
16	固定資産税	電気通信事業者が高度通信施設整備事業により新設した電気通信設備に係る特例	新附則第15条第50項
17	固定資産税	新築住宅特例	新附則第15条の6
18	固定資産税	高齢者向け優良賃貸住宅に係る特例	新附則第15条の8第4項
19	固定資産税	防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられる新築の施設建築物に係る特例	新附則第15条の8第5項
20	事業所税	広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に係る特例	新附則第32条の7第4項
21	事業所税	特定農産加工業者等が経営改善措置に係る事業の用に供する一定の施設に係る特例	新附則第32条の8

### ② 縮減の上延長

	税目	項目	改正条文
1	固定資産税	公共の危害防止のために設置された施設又は設備(公害防止施設)に係る特例	新附則第15条第3項
2	固定資産税	公共の危害防止のために設置された償却資産に係る特例	新附則第15条第4項
3	固定資産税	公共の危害防止のために設置された構築物(防災構築物)に係る特例	新附則第15条第5項
4	固定資産税	公害防止設備の優良更新設備に係る特例	新附則第15条第6項
5	固定資産税	地震防災応急計画に基づいて取得される償却資産に係る特例	新附則第15条第16項
6	固定資産税	電気通信役務の支障、線路の損傷を防止するために設けられた設備又は償却資産に係る特例	新附則第15条第20項
7	固定資産税	地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る特例	新附則第15条第23項
8	固定資産税	成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産に係る特例	新附則第15条第43項

## 平成20年4月1日に遡って適用される改正項目一覧

### ③ 拡充の上延長

	税目	項目	改正条文
1	固定資産税	資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械等に係る特例	新附則第15条第15項

### (2) 新設する非課税等特別措置

	税目	項目	改正条文
1	固定資産税	鉄道事業者が鉄道再生事業を実施する路線において取得する家屋又は償却資産に係る特例	新附則第15条第58項
2	固定資産税	省エネ改修住宅に係る特例	新附則第15条の9第9項及び第10項
3	固定資産税	能登半島地震により滅失・損壊した家屋又は償却資産の代替資産に係る特例	新附則第16条の2第15項及び第16項
4	固定資産税	新潟県中越沖地震により滅失・損壊した家屋又は償却資産の代替資産に係る特例	新附則第16条の2第17項及び第18項

### (3) 適用期限が到来していないが、改正する非課税等特別措置

#### 【拡充】

	税目	項目	改正条文
1	固定資産税	並行在来線に係る特例	新附則第15条第30項

## 平成20年4月1日に遡って適用される改正項目一覧

### 【廃止】

	税目	項目	根拠条文
1	固定資産税	理論帳簿価額制度の廃止	法第414条

### (参考)適用期限が到来し、廃止する非課税等特別措置

	税目	項目	根拠条文
1	法人住民税	人材投資促進税制(中小企業者等の教育訓練費の額が増加した場合の税額控除)	附則第8条第5項、第6項
2	固定資産税	石油以外のエネルギー資源の利用の促進に資する機械・設備に係る特例	附則第15条第12項
3	固定資産税	外貿埠頭公社が取得した一定の固定資産に係る特例	附則第15条第15項
4	固定資産税	遺伝子組換え技術等の試験研究の実施に当たり執らなければならない拡散防止措置に必要な機械設備等に係る特例	附則第15条第18項
5	固定資産税	アクセス管理者の電気計算機の障害発生の防止のための電気通信設備に係る特例	附則第15条第28項
6	事業所税	移動電話事業者が電気通信事業の用に供する一定の施設に係る特例	附則第32条の8第2項